



2022年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社松屋アールアンドディ
代表者名 代表取締役社長 CEO 後藤 秀隆
(コード：7317 東証グロース)
問合せ先 常務取締役 CFO 経営管理部長 松川 浩一
(TEL. 0779-66-2096)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第40回定時株主総会に、定款の一部変更を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会参考書類その他の株主総会資料の電子提供制度が導入されることに備えるため、以下の定款変更を行うものであります。

- (1) 株主総会資料の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めることといたします。
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を定めることといたします。
- (3) 現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除することといたします。
- (4) 上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けることといたします。

2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする</u>ことができる。</p>
<p><新設></p>	<p><u>附則</u> <u>第1条 変更前定款第15条の規定の削除および変更後定款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上